

瀬谷区マスコットキャラクター

せやまる

デザイン利用ガイドライン



瀬谷区
マスコットキャラクター
せやまる

はじめに

ここでご紹介するキャラクター「せやまる」（このは及びファミリーを含む）は、瀬谷区のマスコットキャラクターです。

このデザイン利用ガイドラインには、イラストの利用手続き、基本的な使用規定を示しています。

目次

- 2・・・マスコットキャラクター紹介
- 3・・・利用手続き
- 5・・・イラストの使用における注意事項
- 7・・・利用できるイラストパターン

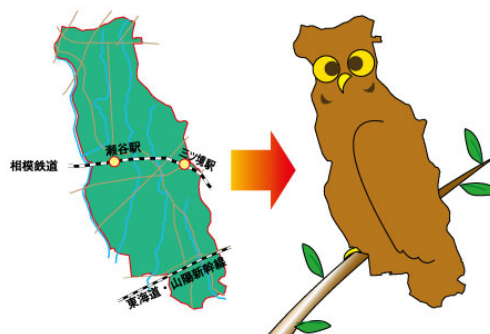
マスコットキャラクター紹介

コンセプト

「自然に恵まれた暮らしやすいふるさと瀬谷区」、「ほのぼのとした仲良し家族が住む瀬谷区」。

そんな瀬谷区のイメージにピッタリなコノハズクファミリーのマスコットキャラクターです。瀬谷区のマスコットキャラクターは、瀬谷区の形に似ているコノハズクをデザイン化し、区民の皆さんなどから愛称を募集して決定され、平成14年1月新春に発表されました。

メインキャラクターは、「せやまる」と妹の「このは」ですが、ファミリーには、「お父さん」や「お母さん」、そして、「おじいさん」や「おばあさん」もいます。



瀬谷区の形

コノハズク

キャラクタープロフィール

瀬谷区のマスコットキャラクター「せやまる」は、フクロウの仲間であるコノハズクです。

家族構成は、「せやまる（小学生）」と妹の「このは（保育園）」に、「おとうさん（会社員）」、「おかあさん（専業主婦）」、「おじいちゃん」、「おばあちゃん」です。

「瀬谷の森」に住む、ほのぼのとした仲良し家族です。



せやまる



(左から) おとうさん、おかあさん、おばあさん、おじいさん、このは

利用手続き

●利用までの流れ

※せやまるのイラストを個人や家庭内で利用して楽しむ場合は、手続きは不要です。



① 使用申請

申請書に必要事項を記入し、下記の申請先へ提出してください。

※申請書の様式は、下記のお問い合わせ先窓口で配布しています。

また、瀬谷区ホームページ内のページからダウンロードできます。(右の二次元コード、検索から)

せやまる イラスト使用

検索



○立体の造形物を製作する場合 (例、ぬいぐるみ、菓子等)

- ・製作する物品の設計書等の提出が必要になります。
- ・必要に応じ、サンプルの提出を求めることがあります。

○イラストパターン (本ガイドライン7ページ以下) のイラストを使用しない場合でも、申請が必要なことがあります。(例：せやまるを模した裁縫製品など)

○使用内容により、資料等の提出をお願いする場合があります。

○手続き等に関する詳細は、下記へお問い合わせください。

【申請・お問い合わせ先】

瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係 (瀬谷区役所 3 階 36 番窓口)

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190

☎ 045-367-5636 FAX 045-365-1170 ✉ se-seyamaru@city.yokohama.lg.jp

○変更申請

一度申請を受けた内容について、変更がある場合は、必ず、上記の提出先へ変更申請書をご提出ください。

※変更申請書の様式は瀬谷区ホームページからダウンロードできます。

(右の二次元コード、検索から)

せやまる イラスト使用

検索



② 承認

使用申請について審査し承認の場合、承認通知書を申請いただいた方へてにお送りします。
また、対象のイラストデータをお渡しします。

●使用承認基準

使用承認は、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザイン使用に関する事務取扱要領」（以下、要領と呼びます。）に基づき審査します。

申請内容によっては、内容の修正が必要な場合や使用を承認しない場合があります。

○キャラクターの使用目的（要領第3条）

瀬谷区の魅力発信、公共の利益又は福祉の増進、区民活動・地域経済等の活性化

○使用不可の場合（要領第6条）

- ・法令若しくは公序良俗に反する場合、政治若しくは宗教に関する活動に係る場合
- ・特定の個人、企業、団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与える場合
- ・せやまるが、特定の個人、企業、団体等に属するキャラクターであるような誤解を与える場合
- ・せやまるのイメージを損なう場合 ほか

○商品販売（要領第7条）

せやまるのイラストを使用した印刷物、物品、食品等の商品は、一定の条件のもとで、瀬谷区内のNPO（非営利活動法人）、地域団体、福祉事業所等が販売することができます。

●使用料

無料でご使用いただけます。

●使用後

○製作物の提出が必要になります。

場合によっては、製作物を撮影した写真又は写真データでも可。

写真データを送る場合は、右のアドレスへて送付してください。✉se-seyamaru@city.yokohama.lg.jp

○商品販売での使用は、商品販売実績報告書（第7号様式）の提出が必要です。

●使用期間

- ・使用申請期間は、商品販売での使用以外では使用開始日の翌々年度の3月31日まで、商品販売での使用では使用開始日の年度の3月31日までです。
- ・使用期間満了後、引き続き使用希望の場合は、再度申請書の提出が必要です。
- ・商品販売での使用で、使用申請期間終了後、商品の在庫がある場合などで引き続き販売を希望される場合は、再度使用申請書を提出してください。

イラスト使用上の注意事項

●イラストの変更・加工の禁止

イラストを変更・加工しての
使用はできません（拡大・縮小のみ可）。

※輪郭線などのラインの太さについても、
作業過程で、イラストの大きさに対して
変わらないようご注意ください。



元の
イラスト



縦横比率の変更



色の変更



左右反転



他の図形・
文字と重ねる



イラストの改変



ポーズ趣旨と
異なる使用



※背景に重ねる加工は可能です。



帽子をかぶせる・
衣服を着せる等



物を持たせる等



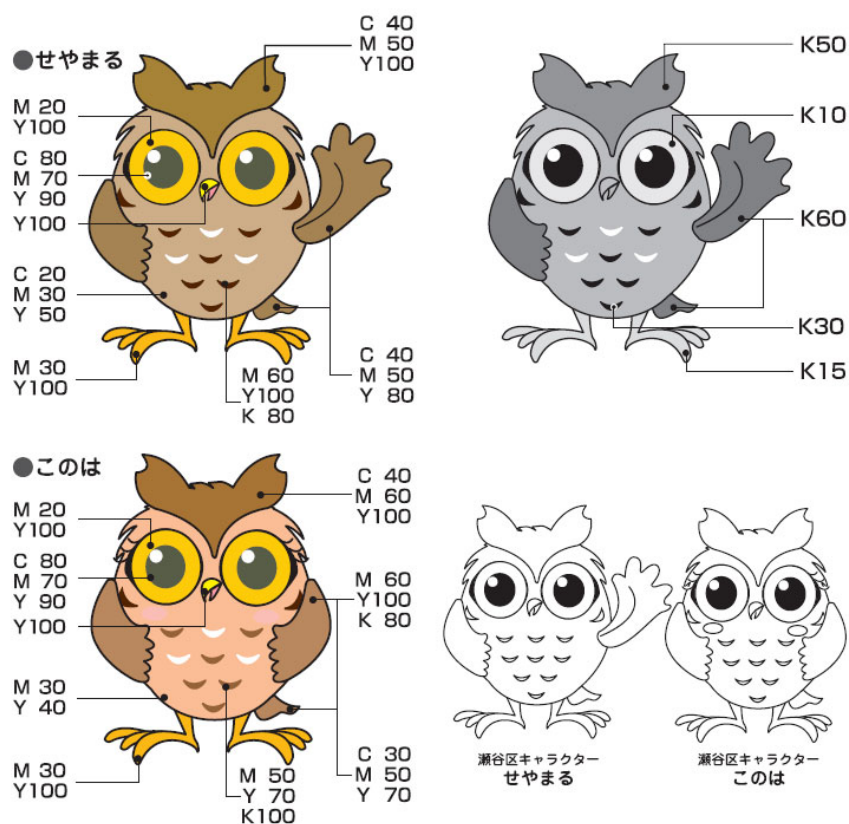
イラストの
一部を切り取る



※せやまると他の図案などを組み合わせての使用（並べる等）については、
区役所担当へご相談ください。

●せやまるの色指定

せやまるの色については、下記を参考にしてください。



●キャプションの表示

原則として、キャラクターの下に、「せやまる」又は「瀬谷区マスコットキャラクター せやまる」のキャプションをゴシック体で表示してください。



せやまる

●留意事項

○せやまるのイラストを使用することによって第三者との間で紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、瀬谷区は責任の一切を負いません（商標権に関する紛争も含む）。

○せやまるのイラストと、特定の企業・団体・商品等の名称・ロゴとを組み合わせることはできません。

○せやまるからのせりふ・メッセージ等で、特定の企業・団体・商品名等を説明・推奨する表現はできません。

例：「この〇〇（特定の商品名）は、おいしいよ。」

「原料に〇〇社の△△を使用しているよ。」 など

○キャラクター名称の使用

商品の形・柄・パッケージ等に、せやまるが使用されている場合、商品名に「せやまる」の名称をつけることは可能です。ただし、せやまるの好みやおすすめを表現するような商品名とすることはできません。

○せやまるのイラスト使用にあたり、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」のデザイン使用に関する事務取扱要領」をご一読ください。

イラストパターン

せやまるのイラストは、以下のパターンの中からご利用いただけます。
(商品として使用する場合を除く)



No.1



No.2



No.3



No.4



No.5



No.6



No.7



No.8



No.9



No.10



No.11
(妹このは)



No.12
(おとうさん)



No.13
(おかあさん)



No.14
(おじいちゃん)



No.15
(おばあちゃん)



No.16 (ファミリーA)



No.17 (ファミリーB)



No.18



No.19



No.20



No.21



No.22



No.23



No.24



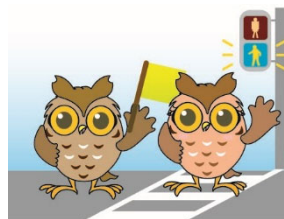
No.25



No.26



No.27



No.28



No.29
(達磨大師)



No.30
(布袋尊)



No.31
(寿老人)



No.32
(弁財天)



No.33
(恵比寿神)



No.34
(大黒尊天)



No.35
(福祿寿)



No.36
(毘沙門天)



No.37
(八福神)



No.38
(GREEN×EXPO 2027 バージョンせやまる)



No.39
(GREEN×EXPO 2027 バージョンせやまる&このは)



No.40



No.41



No.42



No.43



No.44



No.45



No.46



No.47



No.48

商品用パターン

商品に「せやまる」のイラストを使用する場合は、
右の1点のみがご利用いただけます。



瀬谷区マスコットキャラクター

せやまる

デザイン利用ガイドライン

横浜市瀬谷区役所区政推進課

令和7年4月7日改訂

お問い合わせ

瀬谷区役所区政推進課広報相談係

☎ 045-367-5636

FAX 045-365-1170